

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

関係機関	各課・室、各関係機関共通
------	--------------

市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 組織体制の整備

1 市の組織体制の整備

- (1) 市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。
- (2) 市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。
- (3) 市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 平常時から活動する組織

ア 市防災会議

地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

<組織>

会長	・ 市長
委員	・ 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ・ 本市の区域を実務担任区とする陸上自衛隊の部隊の長 ・ 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 ・ 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 ・ 市長がその部内の職員のうちから指名する者 ・ 教育長 ・ 消防長及び消防団長 ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 ・ 防災に関する学識経験を有する者のほか、市長が防災上必要と認める者のうちから市長が委嘱する者 ・ 公募による市民

イ 市防災推進会議

和泉市庁議等会議規程に基づく「部長会議」を活用し、平常時における総合的、計画的な防災対策の推進を図る。

<部長会議構成員>

- ・ 市長
- ・ 副市長

- ・部長(行政委員会総合事務局長、議会事務局長を含む)
- ・副市長が指名するもの

(2) 災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織

ア 市災害警戒本部

市災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるとき、小規模災害が発生したと判断されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、必要な災害予防対策及び応急対策を実施するために設置する。

＜本部会議構成員＞

本部長 防災担当副市長

副本部長 他の副市長、教育長

本部員 参与、全部長級職員

(状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、市災害警戒本部は自動設置され、全構成員は自主的に参集する。)

イ 市災害対策本部

中規模又は大規模な災害が発生したとき、市域に震度5強以上(自動設置)の地震が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防対策及び応急対策・復旧対策を実施するために設置する。

＜本部会議構成員＞

本部長 市長

副本部長 防災担当副市長、他の副市長、教育長

本部員 参与、全部長級職員

ウ 市現地災害対策本部

災害の状況に応じ、災害対策活動の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

＜本部会議構成員＞

本部長 災害対策本部長が指名する者

副本部長 災害対策本部長が指名する者

本部員 災害対策本部長が指名する者

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

(1) 職員の配備基準及び配備体制

ア 事前配備

危機管理監は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。

配備名	配備基準	配備体制
事前配備	①災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③南海トラフ沿いで異常な現象が観測されたとき。 ④市域に震度4の地震が発生したとき。 ⑤その他市長が必要と認めたとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制

イ 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

防災担当副市長は、次の配備基準に該当する場合には、市長の指示により「風水害警戒配備」又は「震災警戒配備」を指示する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
風水害警戒配備	①気象予警報の発表により災害の発生が予想されるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
震災警戒配備	①市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制

ウ 非常配備（原則として災害対策本部設置）

市長は、必要に応じて、次の配備を指令する。ただし、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
非常配備 A号	①中規模災害が発生したとき。 ②小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、おおむね職員の1/3を動員する。
非常配備 B号	①中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ②その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、おおむね職員の2/3を動員する。
非常配備 C号	①市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動配備）。 ②市域に特別警報が発表されたとき。 ③大規模災害が発生したとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

（2）勤務時間外における職員の動員体制

ア 配備指令等の早期情報伝達

職員の緊急連絡網を整備するとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

イ 緊急対策員、緊急避難所員の指名

市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

ウ 職員の自主参集

職員は、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づき指定された場所に、自主的に参集する。

この場合、上記イの「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、緊急対策員及び緊急避難所員として指定された場所に自主参集する。

3 防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災に係る組織動員体制の整備を図る。

4 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

（1）防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。

また、代替施設の選定などバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努め

防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

(2) 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 防災拠点の種類

防災拠点の種類及び市内における拠点は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策活動拠点 ⇨ 市役所、現地災害対策本部
- (2) 物資輸送拠点 ⇨ 緊急物資集積場所（市立市民体育館、市立コミュニティ体育館）、
ヘリポート（和泉市総合スポーツセンター、和泉市立光明池緑地運動場）
- (3) 医療活動拠点 ⇨ 市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）
- (4) 避難拠点 ⇨ 各指定避難場所
- (5) 応援部隊活動拠点 ⇨ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、
北部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部

2 拠点施設の整備

- (1) 災害対策本部が置かれ、震災時の拠点となる市庁舎、避難所となる学校その他公共施設においては、新築、改築の際には耐震化・不燃化を図る。
- (2) 災害時における関係機関との情報収集伝達体制の強化を図るため、防災行政無線の充実を図る。
- (3) 各防災拠点を結ぶ道路を確保するため、道路の拡幅等の整備を推進する。
- (4) 災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備する。
- (5) 代替施設の選定などバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

市は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進する。

1 資機材の点検整備

(1) 水防等の備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう常に水防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検並びに補充交換を行い保全に万全を期する。

(2) 医療・助産及び防疫用備蓄資機材

医療消毒用等資機材については、災害に備えて整備に努める。

(3) 給水資機材

災害時において、被災者1人あたり1日3ℓの飲料水を確保できるよう、給水車、応急給水用資器材等について整備増強を図る。

2 調達・協力体制の確立

市は、災害時に応急活動が円滑に実施できるように関係機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等や技術者の実態を把握するとともに、災害発生時にはこれらの機械器具の借上げあるいは出動要請ができるよう協力体制を確立する。

また、医薬品、防疫用資機材、食料等についても、不足する事態に備え、関係機関、業者等からの調達体制を確立する。

3 自主防災組織による救出資機材の整備

自主防災組織を育成するなかで、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、自主防災組織等にジャッキ、バール、鋸、角材等の救出資機材の整備を推進するとともに、使用方法の指導等に努める。

4 データの保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。また、今後、業務システムは可能な限りクラウド化や外部データセンター利用を進めるなど業務継続性の向上に努める。

第4 防災訓練の実施

市は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で各種災害に関する被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 防災総合（地域）訓練

地域防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び住民の防災意識の高揚を図るため、市は、防災関係機関や町会・自治会等住民の協力及び参加を得て総合的な防災訓練を実施する。

（1）実施期間

訓練効果のある時期を選んで実施する。

（2）実施場所

訓練効果のある適当な場所において実施する。

（3）実施方法

府、警察、自衛隊、消防本部、消防団、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 水防訓練

水害発生時の実動活動に備え、水防工法及び操法の習熟に重点をおいた水防訓練を毎年1回以上実施する。

(1) 訓練の想定

水防活動は通常暴風雨の最中、しかも夜間に行う場合が多いことを勘案し、それらの状況を想定した訓練を実施する。

(2) 訓練の種目

水防訓練の種目は、次のとおりとする。

- ア 観測訓練
- イ 通報訓練
- ウ 水防信号吹鳴訓練
- エ 動員訓練
- オ 搬送訓練
- カ 水防工法訓練
- キ 救助訓練

3 消防訓練

消防本部及び消防団は、災害発生時に効果的かつ的確な消防活動が行えるよう、単独または防災関係機関と共同で、消防訓練を実施する。

(1) 訓練の想定

ア 配備上の想定

通常の火災に加え、強風時及び震災時（突発的同時多発型）の火災を想定する。

イ 対象別の想定

要救護者多数収容施設、不特定多数出入施設、中高層建築物、危険物施設、住宅密集地区、住宅森林混在地区、山林及び列車事故併発火災を想定する。

(2) 訓練の種目

消防訓練の種目は次のとおりとする。なお、訓練の詳細な計画は、その都度消防本部が計画する。

- ア 出場配備訓練
- イ 非常招集訓練
- ウ 消火訓練
- エ 救助救急訓練
- オ 消防資機材操作訓練
- カ 図上訓練
- キ 総合（合同）訓練
- ク 初期消火、通報、避難訓練（町会・自治会、自主防災組織等参加）

4 避難救助訓練

市は、訓練計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の防災訓練と合わせ、又は単独で避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の開設等の訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）に重点を置いた救助・救出訓練を実施する。

5 無線通信訓練

市は、有線途絶時の情報伝達手段を確保し、円滑な無線通信を行うため、無線設備の操作等に重点をおいた無線通信訓練を実施する。

(1) 訓練の想定

各種の災害により有線通信系が途絶した場合を想定する。

(2) 訓練の種目

無線通信訓練の種目は、次のとおりとする。

- ア 無線通信への切り替え訓練
- イ 無線設備の操作訓練
- ウ 災害情報伝達訓練
- エ 無線設備の応急修理訓練

6 非常参集訓練

休日、夜間等勤務時間外の災害発生を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡など非常参集訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検討を行い、次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載する。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

7 避難訓練

(1) 市

和泉警察署等防災関係機関の協力を得て、災害時に安全に避難できるよう、避難方法、避難指示の伝達及び避難誘導等の訓練を行う。訓練の際には住民等の協力を得て実施するものとするが、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の積極的な参加を呼び掛け、より現実に即した訓練を行う。

(2) 防火管理者

学校、工場、事業所、旅館その他消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的実施する。

また、防火管理者を置かなくてもよい施設の管理者においても、前記に準じて実施する。

(3) 保育園、幼稚園及び学校等

園児、児童、生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種災害の想定の下に避難訓練を実施し、非常災害に際し臨機応変の措置がとれるよう常にその指導に努める。

8 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市は、南海トラフ地震を想定した次のような防災訓練を実施する。

- (1) 津波予報、津波情報及び地震情報の収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練

第5 広域防災体制の整備

市は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認

を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 相互応援協定の推進

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

市は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき府内及び府外の市町村との応援協定締結の推進を図る。

2 府、国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

市は、災害時に府、国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、派遣要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等について積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

5 応援受入れ体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の明確化した和泉市災害時受援計画を活用するとともに、職員への周知徹底を図る。なお、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

6 消防応援体制の整備

災害時における消防活動の万全を期するため、市町村相互の応援協定の締結に努める。

また、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化する。

7 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

第6 人材の育成

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、防災関係機関等と連携して職員に対し防災教育を実施する。また、市の災害対応能力向上のため、市長及び幹部職員を対象とした国や府の実施する研修を通じて、市長及び幹部職員の災害対応能力の向上に努める。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 気象、水象、地象、その他災害発生原因等についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の適用
- キ 図上訓練の実施
- ク その他必要な事項

2 家屋被害認定を行う者の育成

市は、府と連携し、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るため、家屋被害認定を行う者の育成に努める。

3 住民に対する防災教育

市は、地域防災力向上を推進するため、自主防災組織や防災リーダー認定者に対してフォローアップを実施する。

第7 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

また、市は府と連携し、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握し、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用に努める。

1 防災パトロールの実施

災害時に生命、身体及び財産を保護するため、関係機関の協力及び関係課と調整し防災パトロールを強化、実施し、市内の危険予想箇所を把握する。

2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定してこれらに対する予防及び復旧の諸対策を推進する。

3 調査結果

調査結果を整理し、それに基づき防災体制の見直し又は強化を行う。また、防災上危険な箇所について関係機関及び住民に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

第8 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 業務継続計画（BCP）の策定・運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、業務継続計画（BCP）を作成し、適切に運用する。

- （１） 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- （２） 行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、業務システムのデータバックアップ対策を講じるとともに、引き続きクラウド化や外部データセンター利用を進めるなど通常業務の継続・早期再開に努める。
- （３） 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食糧や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- （４） 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

2 体制整備

（１） 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画（BCP）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

（２） 相互応援体制の強化

市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

（１） 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

（２） 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 事業者・ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

資料編 2-1 相互応援協定一覧